

スマホ × 確定申告 ~ネクストステージ~
進化するスマート申告



申告書の作成
はこちらから



確定申告

検索

送信方法、エラー解消
などのお問合せ先

**e-Tax・作成コーナー
ヘルプデスク**

e - コクゼイ

☎0570-01-5901

(全国一律市内通話料金)

【受付時間】月曜日～金曜日 9時～17時
(祝日などおよび年末年始を除きます)

町県民税や所得税の申告時期です。申告が必要か確認し、該当する場合は早めに準備して、申告会場での相談、郵送、持参、電子申告(確定申告のみ)のいずれかの方法で提出してください。

税の申告は正しくお早めに

*町県民税の電子申告はできません。

幸田町役場での申告相談

町職員が申告書を作成・受付します。ご自身で申告書を作ることができない場合にご利用ください。

とき	受付のできる申告	ところ
2月10日⑩～14日⑤ (祝日を除く) 午前9時～正午、午後1時～4時	町県民税の申告	役場4階ホール
2月17日⑩～3月16日⑩ (土日祝日を除く) 午前9時～正午、午後1時～4時	町県民税の申告 所得税の確定申告 (確定申告書Aのみ)	

*受付用の番号札を午前7時30分～8時30分は役場正面玄関前で、午前8時30分～午後4時は申告会場前で配布しています。なお、午前9時から番号順に受付を始めますが、番号を呼んだときに申告会場にいない場合は、番号札を取り直していただくことになりますのでご了承ください。

*確定申告期間中は、提出箱を1階税務課6番窓口を設置します。申告相談期間中は大変混雑しますので、ご自身で申告書を作成した人は、提出箱をご利用ください。

役場で申告相談ができない確定申告

申告する所得が給与所得、公的年金などの雑所得の場合(確定申告書A)は、役場で相談・受付を行っていますが、次の①～⑦の申告は役場で相談・受付ができませんので、岡崎税務署で申告相談をしてください。

- ①事業所得、不動産所得、土地・建物や株式などの譲渡所得がある申告(確定申告書B)
- ②住宅借入金等特別控除、雑損控除を受ける申告
- ③海外に居住している親族を扶養に入れる申告
- ④亡くなった人の申告
- ⑤損失の申告
- ⑥過年分(平成30年分以前)の申告
- ⑦FXなどの金融商品や仮想通貨などの申告

岡崎税務署での申告相談

とき	受付のできる申告	ところ
2月17日㊤～3月16日㊤（土日祝日を除く） ただし、2月24日㊤、3月1日㊤は開設します。 午前9時～午後5時（相談受付終了時刻は午後4時）	所得税の確定申告 消費税の確定申告 贈与税の申告	岡崎合同庁舎5階大会議室 岡崎市羽根町字北乾地50番地1 （シビックセンター隣）

*パソコン・ご自身のスマートフォンやタブレットを利用して確定申告書などを作成します（ご自身で入力操作などをしていただきます）。

*会場の混雑状況により受付を早めに終了する場合があります。

*申告書の提出のみの人は税務署1階でご提出ください。

問合せ 岡崎税務署 ☎(0564)58-6511

*自動音声により案内します。所得税、消費税の確定申告および贈与税の申告に関するご相談の場合は「0」を選択してください（3月16日㊤まで利用できます）。

おしらせ 税理士による無料税務相談所について、今年度は幸田町商工会での開催はありません。

ふるさと納税（寄附金控除）の申告漏れにご注意ください

「ふるさと納税ワンストップ特例」の適用に関する申請書を提出している人であっても、寄附先が5団体を超える場合や、医療費控除を受けるなどの理由により所得税の確定申告をする場合は、ふるさと納税を行ったすべての金額を寄附金控除の計算に含めて申告する必要があります。

所得税および復興特別所得税、贈与税の申告と納税は3月16日㊤まで 消費税および地方消費税の申告と納税は3月31日㊤まで 申告と納税は正しくお早めに！

確定申告会場は、大変混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。ぜひ、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。ページ下部のQRコードからアクセスできます。

平成31年1月から、マイナンバーカード方式またはID・パスワード方式によりe-Taxの利用が便利になりました。また、「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンでも所得税の確定申告書が作成できます！

★マイナンバーカード方式

マイナンバーカードとICカードリーダーライター、またはマイナンバーカード対応のスマートフォンなどがあれば、e-Taxで申告ができます！

★ID・パスワード方式

税務署でIDとパスワードを受け取ればパソコンやスマホからe-Taxで申告ができます！

申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。



作成コーナー

検索

◀ 国税庁ホームページ
確定申告書等作成コーナーへ
アクセスできます。



タックスアンサー

よくある税の質問に対する一般的な回答を税金の種類ごとに調べることができます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

*掲載コードのリンク先は予告なく変更または削除する場合があります。

医療費控除の申告は明細書の作成が必要です

平成29年分の確定申告から、領収書の提出または提示の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要になりました。

* 税務署から求められたときに提示または提出をしなければならないため、医療費の領収書は自宅で5年間保管する必要があります。

* セルフメディケーション税制による医療費控除を同時に行うことはできません。

医療費控除の明細書の記載例

幸田太郎さんの例（生計が同じ妻：花子さん）

幸田太郎さんが受けた医療			
2月18日	■■病院	診療	6,000円 1
5月28日	■■病院	診療	3,400円 1
	▲▲薬局	医薬品	700円 2
幸田花子さんが受けた医療			
9月13日	○○診療所	医療	3,300円 3
		医薬品	1,100円

セルフメディケーション税制の明細書は国税庁ホームページからダウンロードしてください。

平成令和 年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住所 _____ 氏名 _____

1 医療費通知に関する事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の1)~4)を記入します。
※医療保険者が発行する医療費の領収する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。
 (例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)
 ①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた日、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

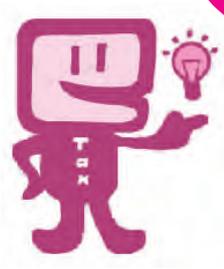
1) 医療費通知に記載された医療費の額	2) ①のうちその年中に実際に支払った医療費の額	3) ②のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
円	円	円

2 医療費(上記1以外)の明細

【領収書1枚】ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

1) 医療を受けた方の氏名	2) 病院・薬局などの支払先の名称	3) 医療費の区分	4) 支払った医療費の額	5) ④のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円

● 医療を受けた人
● 病院・薬局
ごとに医療費を合計して記載します。



2 医療費(上記1以外)の明細

(1)医療を受けた方の氏名	(2)病院・薬局などの支払先の名称	(3)医療費の区分	(4)支払った医療費の額
1 幸田 太郎	■■病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	9,400円
2 同上	▲▲薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	700円
3 幸田 花子	○○診療所	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	4,400円
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	

所得税および復興特別所得税の確定申告について

■ 確定申告が必要な人

1. 給与所得がある人

① 給与の収入金額が2,000万円を超える人

② 給与を1カ所から受けていて、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える人

③ 給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える人

2. 公的年金などに係る雑所得がある人

公的年金などに係る雑所得のみで、公的年金などに係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと、残額がある人

*ただし、公的年金などの収入金額が400万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以下であるときは、申告は必要ありません。

3. 各種の所得金額の合計額(譲渡所得や山林所得を含む)から、所得控除を差し引き、その金額(課税される所得金額)に所得税の税率を乗じて計算した税額から配当控除額を差し

引いた結果、残額のある人

*1〜3にあてはまらない人であっても、上場株式などに係る譲渡損失と配当所得との損益通算および繰越控除の特例の適用を受ける人などは確定申告書の提出が必要です。

■確定申告をすれば税金が戻る人

確定申告の必要がない人でも、次のいずれかに当てはまる人で、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっている場合には、還付を受けるための申告（還付申告）により税金が還付されます。

- ①年の途中で退職し、年末調整を受けずに源泉徴収額が納め過ぎのとき
- ②一定の要件のマイホームの取得などをして、住宅ローンがあるとき
- ③マイホームに特定の改修工事をしたとき
- ④災害や盗難などで資産に損害があるとき
- ⑤多額の医療費を支出したとき
- ⑥特定の寄附をしたとき

■確定申告に必要な持ち物

①税務署から送られたお知らせがきま
たはお知らせ通知書および確定申告書
類（いずれも郵送された人のみ）

②マイナンバーカードまたはマイナンバー
を確認できる書類および身元確認書類

③前年の申告書の控・利用者識別番号の

分かる書類

④源泉徴収票の原本（給与や年金がある
場合）

⑤医療費の明細書や生命保険料控除証明
書など、各種控除を受けるための書類

⑥印鑑

⑦通帳など本人の預金口座番号が分かる
もの（還付がある人のみ）

*右記以外の書類が必要となる場合もあ
ります。詳細は税務署へお問い合わせ
ください。

**■消費税確定申告書の作成には区
分経理が必要です**

令和元年10月1日から、消費税および
地方消費税の税率が8%から10%に引き
上げられると同時に消費税の軽減税率制
度が実施されました。

消費税確定申告書の作成に当たって
は、税率の異なることに区分した課税売
上げおよび課税仕入れなどを集計する必
要があります。

■確定申告と納税の期限

●所得税および復興特別所得税、贈与
税：3月16日㊦

●消費税および地方消費税：3月31日㊦

■振替納税利用のお願い

納税は、便利で安心な口座振替をご利

用ください。預貯金口座から自動引き落
としされます。

●所得税および復興特別所得税の振替日
：4月21日㊦

●消費税および地方消費税の振替日
：4月23日㊦

町県民税について

■町県民税の申告が必要な人

- 1. 令和2年1月1日現在、町内在住で
次のいずれにも該当しない人
- ①所得税の確定申告をした人
- ②所得が給与所得か公的年金のみの人

2. ②に該当する人で、源泉徴収票に記
載されていない控除（医療費控除、
生命保険料控除、社会保険料控除な
ど）の適用を受けようとする人

*国民健康保険や後期高齢者医療保険に
加入している人で、収入が遺族年金な
どの非課税所得のみや無収入の場合で
も、保険料（料）の軽減を受けるため
に申告が必要です。

**■年金収入が400万円以下の人
の申告**

公的年金などの収入額が400万円以
下で、そのほかの所得額が20万円以下
の人は、還付を受ける場合などを除き確定
申告をする必要はありません。ただし、

控除を追加する場合は、町県民税の申告
が必要です。

■持ち物

①マイナンバーカードまたはマイナンバ
ーを確認できる書類および身元確認書
類（運転免許証など）

②給与・公的年金などの源泉徴収票の原
本

③社会保険料（国民健康保険、介護保険、
後期高齢者医療保険、国民年金保険な
ど）の支払い証明書、医療費の明細書、
生命保険料控除証明書、障害者手帳な
ど各種控除を受けるための書類

*医療費は合計額を計算し、確定申告と同
じように明細書の作成をお願いします。

■申告書の発送について

昨年、町県民税の申告をした人で申告
が必要と思われる人には、2月上旬に申
告書を送付します。ご自分で記入できる
人は、郵送もしくは1階税務課6番窓口
に設置してある提出箱に直接提出してく
ださい。

問合せ 税務課町民税グループ

（内線161・162）

☎（0564）62・1111

FAX（0564）63・5139